

## 議案第55号

瀬戸内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて

瀬戸内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年9月2日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

### 【提案理由】

人事院規則の一部が改正され、仕事と生活の両立支援の拡充の一環として、妊娠・出産時や育児期の職員への、面談等による両立支援制度の周知や制度利用・働き方の意向聴取及び聴取した意向への配慮を任命権者に義務付け、職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう支援する規定が新設されたため、所要の改正を行うもの。

## 瀬戸内市条例第 号

### 瀬戸内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第15条の2第1項」を「次条第1項」に改める。

第15条の2第1項中「(次条において)」を「(以下)」に改める。

第16条の見出し及び本則中「及び介護時間」を「介護時間及び子育て支援時間」に改める。

第17条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、瀬戸内市職員の育児休業等に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第38号)第11条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生児両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生児両立支援制度の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 瀬戸内市職員の育児休業等に関する条例第11条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の瀬戸内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

瀬戸内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第37号)新旧対照表

現行	改正後
<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定めるもの(第15条の2第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p>第15条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定めるもの(次条第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p>第15条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(以下「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p>

## 2 略

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)

第16条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)、介護休暇及び介護時間 \_\_\_\_\_ については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

## 2 略

(病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て支援時間の承認)

第16条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)、介護休暇、介護時間及び子育て支援時間 \_\_\_\_\_ については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、瀬戸内市職員の育児休業等に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第38号)第11条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生児両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生児両立支援制度の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 瀬戸内市職員の育児休業等に関する条例第11条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の誕生日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。